

再生医療等に関する適切な情報提供について（案）

平成 29 年 10 月 4 日
医政局研究開発振興課

1 これまでの経緯

- 厚生労働省ホームページにおいて、再生医療等を提供する医療機関のリストを掲載していたところであるが、無届で他人の臍帯血を用いた再生医療を提供していた医療機関へ再生医療の一時停止を命じた今般の事案を踏まえ、再生医療等に係る適切な情報公表のあり方について、早急に検討を行い、対応するため、一時的に再生医療等提供機関の一覧の公表を停止する措置を 8 月 28 日付けで行った。

2 基本的な対応方針

施行規則改正について

- 現行の再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号。以下「規則」という。）において、再生医療等の情報の公表を義務付ける規定がないため、患者の選択に資する情報（提供機関名、提供機関管理者名、再生医療等名、認定再生医療等委員会名、再生医療等の安全性・妥当性の検討等）を公表するための所要の改正を行う。

【スケジュール（案）】

平成29年10月4日	再生医療等評価部会（規則の改正方針について議論）
10月上旬～中旬	再生医療等評価部会（規則の改正（案）について審議）（ ） 必要に応じて持ち回り等で審議
11月中	パブリックコメント後、必要な手続を経て改正